

# 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務名 運転管理等業務委託
- 2 委託場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 1 1 3 番地他
- 3 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
内訳  
令和 4 年度 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
令和 5 年度 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
令和 6 年度 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記の業務（以下、「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は委託業務の履行にあたって、運転管理等業務委託仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を誠実に実行しなければならない。

（業務準備期間）

第 2 条 契約日から令和 4 年 3 月 31 日までを業務準備期間といい、令和 4 年 4 月 1 日（以下「業務開始日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日（以下「業務満了日」という。）までを業務期間という。業務準備期間において乙は、乙の費用により業務開始のための準備を行うものとする。

(業務総括責任者等)

第3条 乙は、委託業務の管理及び統括を行う業務総括責任者を定め、この契約締結後5日以内に業務総括責任者(変更)承認申請書(別紙様式1)により甲の承認を得なければならない。業務総括責任者を変更したときも同様とする。

2 乙は、前項で定めた業務総括責任者に、この契約に基づく乙の一切の権限(業務委託料及び業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除く。)を委任する場合は、委任状を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務完了の報告)

第4条 乙は、毎月の業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書(別紙様式2)を甲に提出しなければならない。

(業務完了の検査)

第5条 甲は、第4条の業務完了報告書を受領したときは、業務の実施状況について速やかに検査を行うものとする。

2 甲は、検査の結果、業務の実施について不備又は改善を要すると認めるときは、期間を定めて改善等を求める通知を乙に行うものとし、乙は、甲の指定する期間内に改善内容等を甲に報告して、その承認を得なければならない。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、業務完了報告書を提出し甲による業務完了の検査に合格したときは、甲に対して各年度の委託料の12分の1に相当する額(1万円未満の端数は切り捨て)を限度として完了した業務に係る委託料の請求をすることができる。

2 乙は、各年度の委託期間の満了後において全ての委託業務について甲による業務完了検査に合格したときは、甲に対して各年度の委託料の未払い額に相当する額の請求をすることができる。

3 甲は、前2項の規定による請求を受けた場合は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託業務内容の変更・中止)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知し、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、これを定めるものと

する。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲、乙協議して定める。
- 3 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態又は事件に基づく経済情勢の激変により、委託金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて甲又は乙は、相手方と協議の上、委託金額、委託期間その他契約内容を変更することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更)

第8条 甲又は乙は、業務期間内で業務開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額(委託金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残委託金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残委託金額の1000分の15を超える額につき、委託金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲、乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「業務開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく委託金額変更の基準とした日」として同項の規定を適用する。
- 5 第3項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(委託料の見直し及び精算)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲、乙協議のうえ、委託料の見直し又は精算を行うものとする。

- (1) 施設の運転日数又は廃棄物受入日数が委託料の設計日数と異なるとき。
- (2) ガス抜き管嵩上げ工事の設計数量に変更があったとき。
- (3) 活性炭交換工事の設計数量に変更があったとき
- (4) 異常な経済情勢の変化を生じたとき。

(契約の解除)

第10条 甲は、翌年度以降において収支予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

2 前号によりこの契約が解除された場合は、甲はこれによって受ける乙の損害についてその責めを負わない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと認められるとき。
- (3) この契約に違反し又は契約の履行が不完全であることにより、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 業務の履行に関し、関係法令等に重大な違反をしたとき。
- (5) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) この契約の締結後に生じた天災地変その他の事情により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ

るとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の解除権）

第12条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）委託業務の変更により、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- （2）委託業務の一時中止期間が90日以上に達したとき。

（損害の賠償等）

第13条 乙は、第11条各号のいずれかに該当し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施に当たり甲又は自らに損害を与えたときは、これを賠償又は負担しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 4 乙は、第11条の規定による契約の解除により損害を受けた場合にあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。
- 5 乙は、第12条の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（損害金等の徴収）

第14条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足がある時は徴収する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

（履行遅延の場合における損害金等）

第15条 甲の責に帰すべき理由により、第6条各項の規定による委託料の支

払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、業務の実施状況について、随時立入調査を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(運転習熟訓練)

第17条 乙は、業務準備期間において、業務開始日からの業務の遂行に支障をきたさないように、甲及び前受託者から運転習熟訓練を受けなければならない。

2 乙は、業務満了日までに、業務の遂行に支障をきたさないように次受託者へ運転習熟訓練を行わなければならない。

3 前項の規定は、第11条及び第12条の規定により契約を解除した場合にも準用する。この場合において、「業務満了日」とあるのは「契約を解除した日」と読み替えるものとする。

4 前3項に定める運転習熟訓練に要する費用のうち、運転習熟訓練を受ける者の労務に係る費用は、運転習熟訓練を受ける者の負担とし、その他の費用については、運転習熟訓練を行う者及び運転習熟訓練を受ける者双方協議のうえ、その負担の割合を定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第18条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第19条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の一部を再委託することについて、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(契約の保証)

第20条 乙はこの契約の締結と同時に、契約保証金として委託料の100分の10以上の額を甲に納めなければならない。

なお、乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

2 業務委託料に変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(秘密の保持)

第21条 乙の代表者又は乙の代理人、使用人、その他従業者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託業務の処理のため甲から示された書類及び委託業務の実施に関する記録を、他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。契約期間終了後もまた同様とする。ただし、第17条に規定する運転習熟訓練を行う場合において、委託業務の成果に関する記録を運転習熟訓練を受ける者へ閲覧させる場合は、この限りではない。

(疑義等の協議)

第22条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地  
一般財団法人クリーンいわて事業団  
理事長 印

乙

別紙様式1

年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団  
理事長 様

受託者  
住 所  
氏 名

### 業務総括責任者（変更）承認申請書

次のとおり総括責任者を定めたので、（変更）承認方申請します。

委託業務名	運転管理等委託業務
委託場所	いわてクリーンセンター (岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他)
委託料	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
委託期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
業務総括責任者	

※) 経歴書を添付のこと。



年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団  
理事長 様

受託者  
住 所  
氏 名

## 業務完了報告書

年 月 日に契約を締結しました下記委託業務について、年 月度の業務が完了しましたので報告します。

### 記

- 1 委託業務名  
運転管理等業務委託
- 2 委託場所  
岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他
- 3 委託期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 委託料  
金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 今回報告期間  
年 月 日から 年 月 日まで